

静岡県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月26日

静岡県監査委員 森 裕  
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
静岡県監査委員 竹 内 良 訓  
静岡県監査委員 四 本 康 久

第1 監査の概要

令和6年1月16日に随時に実施した監査である。

静岡県監査委員監査基準に基づき、知事、副知事等の出張旅費等について、公務及び公務外の区分が適切に行われて支出等されているかなどの視点から財務監査（随時監査）を実施した。

第2 随時監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【本庁】

(1) 知事直轄組織総務課、知事戦略局秘書課

ア 監査実施日 令和6年1月16日

イ 監査対象 知事等の出張旅費等の支出等

ウ 監査結果

(7) 財務監査 意見 知事等が出席する行事等の公務取扱い基準の策定等

(2) 出納局用度課

ア 監査実施日 令和6年1月16日

イ 監査対象 知事等の出張旅費等の支出等

ウ 監査結果

(7) 財務監査 意見 知事等が出席する行事等の公務取扱い基準の策定等

2 監査結果がない機関 該当なし

(別表) 監査結果の概要

【随時監査（本庁）】

監査箇所	区分	概要	
知事直轄組織 総務課、知事戦略局秘書課  出納局用度課	意見	件名	知事等が出席する行事等の公務取扱い基準の策定等
		内容	知事直轄組織知事戦略局秘書課（以下「秘書課」という。）は、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の秘書に関することを所掌事務としており、知事等のスケジュール管理や知事等が「公務」として出席する行事等の随行等をしています。知事等の出席する行事等は、多種多様であることから、秘書課では、知事等の行事等への関わり、出席する

		<p>立場、県の関わりなどを確認して、「公務」か「公務外」かを判断しています。</p> <p>しかし、県議会の常任委員会において、知事等が政治資金パーティーである県議会議長就任祝賀会（令和5年9月27日開催）に「公務」として出席し、公費による出張旅費の支出をしたことや公用車を使用したことなどについて、税金の使い方として適当であるかに関する質疑が行われるなどしています。</p> <p>当該祝賀会に「公務」として出席することについては、過去の裁判例や他の都道府県の例等を踏まえると、必ずしも不適當であるとは言えませんが、どのような行事等を「公務」とするかなどについて、明確な根拠に基づき、対外的に説明できることは重要であると考えますので、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 過去に知事等が出席した行事等を類型化するなどし、税金の使い方として疑念が生じないように時代に即した区分を行い、「公務」とするものと「公務外」とするものを明確にした運用基準を策定すること</p> <p>イ 在勤庁である県庁本庁から4km以内における出張については、旅行命令簿を作成する必要がないと整理されていますが、知事等の行動を対外的に説明できるように、知事等が本庁から離れて「公務」を行う場合には旅行命令簿等を作成すること</p> <p>ウ 知事等が「公務」として行事等に出席する際の公用車、タクシー、交際費の使用については、その特殊性から、一般職の職員に適用される内規等をそのまま適用することに限界があることから、実態として一般職の職員と異なる取扱いになっている部分については、秘書課、出納局用度課、議会事務局秘書室等の関係部局において調整を図り、運用に関する基準を策定すること</p>
--	--	---